

令和8年度「仕事体験 In Summer（家庭裁判所調査官）」募集要項

◆対象者

家庭裁判所調査官の業務に関心のある大学生、大学院生等



◆実施概要

1 実施機関

広島家庭裁判所、山口家庭裁判所、岡山家庭裁判所、鳥取家庭裁判所及び
松江家庭裁判所

2 方法

オンライン（Microsoft Teams）で実施します。

3 日時

(1) 少年事件の仕事体験

8月25日（火）午前9時30分から午後4時40分まで

(2) 家事事件の仕事体験

9月9日（水）午前9時30分から午後4時40分まで

（適宜、休憩時間あり）※いずれか1日だけでも、両日でも申込みが可能です。

4 受入予定人数

各回30人程度（先着順）

◆プログラム概要

1 少年事件の仕事体験（8月25日（火））

少年事件の模擬事例を用いて、事例理解及び調査の事前準備に関するグループ討議並びに調査面接の模擬体験を中心に行う予定です。

2 家事事件の仕事体験（9月9日（水））

家事事件の模擬事例を用いて、事例理解及び調査の事前準備に関するグループ討議並びに調査面接の模擬体験を中心に行う予定です。

◆事前準備事項について

1 各回共通

[家庭裁判所調査官リーフレット](#)の閲覧

2 少年事件の仕事体験（8月25日（火））のみ

[動画「少年審判～少年の健全な育成のために～（本編）」](#)の視聴及びなぜ少年が事件を起こしたかについての検討

3 家事事件の仕事体験（9月9日（水））のみ

(1) [動画「ご存知ですか？家事調停」](#)の視聴

(2) [動画「子どもにとって望ましい話し合いとなるために」](#)「基本説明編」及び「年代別説明編（「1. はじめに」「4. 小学校低学年頃）」の視聴並びに父母の紛争下における子、父母の心情についての検討

◆申込みについて

1 申込方法

以下のリンク又は二次元コードから申込みをしてください
(いずれもFormsが開きます。)

<https://forms.office.com/r/bYvPvzvDD5>



2 申込期間等

申込期間は7月10日(金)から7月27日(月)まで、
先着順です。受入予定人数に達した場合、受付を終了します。

◆留意事項

1 録音、録画の禁止

全日程において、録音、録画は禁止します。

2 経費

仕事体験 In Summer の参加に伴って生じた一切の経費(通信費等)は、全て参加者の負担となります。

3 通信環境

動画の共有など、情報量の多い配信がありますので、Wi-Fiのある場所等、通信環境を整えて参加してください。スマートフォンでは画面が小さいため、タブレットやパソコンでの参加を推奨します。

4 ウェブ会議におけるカメラ機能及び表示名

双方向でのやり取りを行うプログラムが多数あるため、カメラ機能をオンにして参加していただきます。また、ウェブ会議の表示名はフルネームとしていただきます。

5 機材の操作等

Microsoft Teams の使用や操作、各自の通信環境による当日の通信トラブルに関しては、ご自身で対応してください(個別の対応はしかねます。)

6 その他

本仕事体験イベントは、採用選考活動とは一切関係ありません。

◆個人情報の取扱いについて

裁判所は、参加者の個人情報の管理について万全を期し、法令及び「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱」(以下「要綱」という。)に基づく場合を除き、参加者の個人情報を第三者に提供することはありません。

裁判所は、法令及び要綱に基づく場合を除き、参加者の個人情報を本企画の実施以外の目的に使用することはありません。

◆問合せ先

広島高等裁判所事務局人事課採用広報係

電話番号：082-218-1104

受付時間：平日の午前8時30分から午後5時まで